

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税(種別割)関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、軽自動車税(種別割)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

紀美野町長

公表日

令和7年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)関係事務
②事務の概要	地方税法第443条及び地方税法第444条の規定に則り車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第二条 表48項 ■情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町 総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町 税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5905
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がされた簿冊等については、鍵付きロッカー・倉庫等で適切に保管している。 保存期間終了後の簿冊は廃棄処分を行い、情報漏えい等のリスクについて十分であるとする。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	1 関連情報 5 評価実施機関における担 IV リスク対策	税務課長 西岡 秀育	課長	事前	
令和1年6月28日	1. 提出する特定個人情報保 IV リスク対策		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	2. 特定個人情報の入手 目 IV リスク対策		十分である	事前	
令和1年6月28日	3. 特定個人情報の使用 目 IV リスク対策		十分である	事前	
令和1年6月28日	3. 特定個人情報の使用 権 IV リスク対策		十分である	事前	
令和1年6月28日	4. 特定個人情報ファイルの取 IV リスク対策		十分である	事前	
令和1年6月28日	5. 特定個人情報の提供・移 IV リスク対策		提供・移転しない	事前	
令和1年6月28日	6. 情報提供ネットワークシ IV リスク対策		十分である	事前	
令和1年6月28日	6. 情報提供ネットワークシ IV リスク対策		十分である	事前	
令和1年6月28日	7. 特定個人情報の保管・消 IV リスク対策		十分である	事前	
令和1年6月28日	8. 監督 実施の有無 IV リスク対策		自己点検	事前	
令和1年6月28日	9. 従業者に対する教育・啓発 個人のプライバシー等の権利 利益保護の宣言	紀美野町長	紀美野町	事後	様式改正に伴う変更のため
	I-8 連絡先	紀美野町 総務課 〒640-1192 和歌山県海 草郡紀美野町 勤木287 電話:073-489-2430	紀美野町 税務課 〒640-1192 和歌山県海 草郡紀美野町 勤木287 電話:073-489-5905	事後	様式改正に伴う変更のため
	I-1-②	地方税法第442条の2の規定に則り車輜台帳 の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。特 定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車課税情報の照会②納税通知 書の出力	地方税法等の規定に則り、軽自動車課税台 帳の管理・賦課・証明書発行等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車課税情報の照会 ②納税通知書等の出力	事後	文言見直しによる変更
	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の項番号27の項 並びに行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律別表第一 の主務省令で定める事務を定める命令(平成2 6年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20 条	■情報提供なし ■(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の項番号27 の項及び28の項並びに行政手続における特定 の個人を識別するための番号等を利用等に関 する法律別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省 令第7号)第20条	事後	法改正等による変更
	II-1	令和1年5月31日 時点	R4年7月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため
	II-2	令和1年5月31日 時点	R4年7月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため
	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項並び に番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第16条の公約給付の支給等迅速か つ確実な実施のための預貯金口座の登録等に 関する法律第5条、第9条	番号法第9条第1項及び別表第一の16の項並び に番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第16条の公約給付の支給等迅速か つ確実な実施のための預貯金口座の登録等に 関する法律第5条、第9条	事後	運用開始等に伴う追加
	II-1	R4年7月1日 時点	R5年8月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため
	II-2	R4年7月1日 時点	R5年8月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため
令和7年9月22日	表紙 評価書名	軽自動車税関係事務	軽自動車税(種別割)関係事務		
令和7年9月22日	表紙 個人のプライバシー等の 権利利益の保護の宣言	紀美野町は、軽自動車税関係事務における特 定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバ シー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を 発生させるリスクを軽減させるために適切な措 置を講ずることにより、個人のプライバシー等 の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言 する。	紀美野町は、軽自動車税(種別割)関係事務に おける特定個人情報ファイルの取扱いが個人の プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしか ねないことを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させる ために適切な措置を講ずることにより、個人 のプライバシー等の権利利益の保護に取 組んでいることを宣言する。		
令和7年9月22日	I-1-①	軽自動車税関係事務	軽自動車税(種別割)関係事務		
令和7年9月22日	I-1-②	地方税法等の規定に則り、軽自動車課税台 帳の管理・賦課・証明書発行等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①軽自動車課税情報の照会 ②納税通知書等の出力	地方税法第443条及び地方税法第444条の規 定に則り車輜台帳の管理・賦課・証明書発行 等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①軽自動車税(種別割)課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③減免の適否の判断、減免決定通知書の送付 情報提供ネットワークシステムに接続して特 定個人情報の照会を行う。	事後	再実施に伴う時点更新のため に伴う見直し
令和7年9月22日	I-3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条、別表第24 項 公約給付の支給等迅速かつ確実な実施のた めの預貯金等口座の登録等に関する法律第2 条第2項4号 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1号 別表 第24項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省 令で定める事務を定める命令(平成二十六年 内閣府・総務省令第5号) 第16条	事後	再実施に伴う時点更新のため に伴う見直し
令和7年9月22日	I-4-②法令上の根拠	■情報提供なし ■(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二の項番号27 の項及び28の項並びに行政手続における特定 の個人を識別するための番号等を利用等に関 する法律別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省 令第7号)第20条	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・ 総務省令第9号) 第二条 表48項 表49項 ■情報提供は実施しない	事後	再実施に伴う時点更新のため に伴う見直し
令和7年9月22日	II-1	R5年8月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和7年9月22日	II-2	R5年8月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和7年9月22日	IV リスク対策8. 人手を介在 させる作業		十分である	事後	
令和7年9月22日	IV リスク対策11. 最も優先度 が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク への対策	事後	